

鹿児島市における校区公民館の実態について

神 田 嘉 延

鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要

第 2 卷 抜 刷

1992年11月

鹿児島市における校区公民館の実態について

A Study on the Citizen's Public Halls of School District in Kagoshima city

神田 嘉延*
(Yoshinobu KANDA)

キーワード：地域教育運動，学校の地域的役割，地域民主主義，
地域の教育力，コミュニティモラル形成と学校

序

学校は、地域の文化的センターとしての役割をもち、住民の社会教育的施設の機能をもっている。

そして、現代都市の住民生活がコミュニティモラルということが一般的な課題になるように、地域生活の意識の欠如のなかで、学校区は、新たに地域運動や住民自治の単位地域としての意味をもっていく。

学校区を中心としての多様な公民館活動や地域活動は、現代都市の新たな住民のコミュニティモラル形成に大きな役割をもつ。

地域住民のコミュニティ形成としての校区の多様な住民活動は、地域の教育活動や福祉活動に関わるそれぞれの専門的職員の位置づけを求めている。そこには、学校の教職員と社会教育職員との関係、学校と地域福祉の関係職員、学校と青少年機関などの連係の問題がある。この連携論は、現実の地域の教育力の低下において、新たな地域の専門的職員の配置の問題をも含めて、その検討が求められている。

校区住民のコミュニティ形成において、学校施設の果たす役割は大きい。学校施設は、社会教育としての利用を法的に積極的に位置づけされている。学校施設の利用による社会教育の奨励については、現行の学校教育法の85条、社会教育法6章第43条から48条でも規定されている。学校の管理機関は、学校の施設が学校教育上支障のない限り、社会教育的機能をもっていることを積極的に規定している。そこでは、学校の教育機関として

の自立性のうえに、青年学級の開設、文化講座、専門講座等を奨励している。成人の一般的教養に関し、小学校と中学校における開設を奨励しているのである。

また、これらの講座を担当する講師の報酬は、国や地方公共団体の負担を義務づけている。学校施設は、児童・生徒の教育の支障のない限りにおいて、地域住民の青年・成人にとっての学習権保障としての機能をもっているのである。

また、地域において遊び場の減少のなかで学校外での児童・生徒の生活にとって学校内の施設をも問題になってきている。学童保育施設や児童の遊び場としての校庭の活用もある。

学校の週休2日制の問題のなかで、学校外の子供の生活時間の問題が学校施設の開放とともに大きな課題になる。学校は地域住民の社会教育的機能の側面を大きくもっていることを忘れてはならない。学校が地域住民に開かれたものとして機能していくには、校区住民の社会教育的役割を積極的に位置づけていくことが必要である。学校は、本来、生涯教育・生涯学習としての社会的機能をもっているのである。学校の管理運営においても地域住民との関係において、新たな発想の転換が要求されている。

本研究では、学校の社会的機能の問題を校区住民の社会教育、住民の学習権保障、住民の自治の形成の視点から問題にしていく。その場合、住民の動員主義、統制主義の側面から学校の地域の連携を問題にするものではない。地域の住民自治、地域民主主義の立場から学校と地域の関係を問題にしていくことはいうまでもない。

本研究の課題は、鹿児島市の校区公民館問題の

*鹿児島大学教育学部教育学科

実態分析をとおして、地域と学校の関係を校区住民自治・地域民主主義との関係から明かにするものである。

1. 鹿児島市の校区公民館制度の特徴

(1) 校区公民館制度の発足のねらい

現在の鹿児島市の公民館条例は、昭和48年に制定され、従来の中央公民館をもひとつの地区の位置をもたせ、8つの地区公民館としてスタートさせている。中央公民館は、各地区の連絡調整的機能をもっている。そして、地区公民館の下に小学校に併設された校区公民館を設置している。

さらに、各町内会や地域自治会は、公民館類似施設としての自治公民館の施設をもっているところも少なくない。

地区公民館までは、館長を置き、社会教育の専門職員を配置している。校区公民館は館長を置かずに、校区公民館運営審議会が企画運営しているのが特徴である。

校区公民館の設置について、制度の設立について市長は、市議会で次のような答弁をしている。「社会教育関係につきましては、社会教育指導員を増員し、校区ごとの社会教育を進めるための校区公民館の組織化をはかり、中央公民館等における公民館活動を充実することにつとめます。また市民専門講座をはじめとする社会教育学級の拡充をはかり…中央公民館施設につきましては、ひきつづき整備をはかり、あらたに鴨池地区に公民館を設置し、広く市民の方がたの利便に供し、生活文化の振興と社会福祉の増進につとめてまいります」

校区公民館は、設置と管理は、市が責任をもっているが、直接的な管理は学校長に委託しているというしくみである。校区公民館は地域住民が自ら運営するというので、住民代表からなる審議会主体の運営になっているのである。

(2) 校区公民館施設の充実施策

校区公民館の制度の始まったときは、学校空き教室の利用や児童の利用している学校の教室・施設でおこなっていたが、昭和55年よりプレハブ館の整備が行われ、60年以降はすべての小学校に鉄

筋の校区公民館の館の設置計画をたて、92年の現在では、鹿児島市の59の小学校すべてに校区公民館の館が設置されている。

館は、3種類のものがあるが一般的には、2階建てで、延べ面積162㎡で、1階には30人の会議室、資料室、2階では70人の学習室で、全室冷房になっている。夏は、冷房があるということで、教師の会議などにもよく利用されている。視聴覚機材が使えるように、暗幕やスクリーンも設置されている。校区公民館の施設管理は、学校にあり、一般的な公民館のように管理・運営の責任を公民館長においていない。

運営は校区住民による運営審議委員会をつくり、施設管理と公民館運営を分担しているのも特徴である。しかし、小学校の教頭が公民館主事になっている場合が一つの学校を除いてすべてであり、住民によって、構成される運営審議委員会に公民館運営をまかせている形式をとっているが、実際は、公民館主事を兼ねる教頭の役割が大きくなっている。

公民館の部屋を借りたいときも、公民館主事をしている教頭に申し込むしくみになっている。このしくみをつくったことは、学校の校舎や校庭の一体管理のためであるとしている。「学校によって校舎や校庭などと一体的に管理されているため、よく目が届き、補修整備等をきちんとできます」。(「校区公民館一問一答」鹿児島市教育委員会)また、校区公民館は、小学校の敷地内にあるということから飲酒や学校教育活動に迷惑をかけないようにと活動の制限事項がある。

(3) 校区公民館の運営

鹿児島市の校区公民館は、公民館主事である教頭と運営審議会によって、運営の執行をしている。

校区公民館運営審議委員会は、諮問機関であるとともに、公民館を執行する機関として二重の役割をもっているのが、鹿児島市の校区公民館審議会の特徴である。

実際の校区公民館の運営は、それぞれの専門部ごとに計画をたて、実施しているのが、全体の連絡調整の役割をしているのが教頭である校区公民館主事である。

鹿児島市の校区公民館審議委員の報酬予算措置は、20名の委員にしかとっていない。この関係で市では、20名を標準としている。しかし、校区によっては、20名以上を越えるところも少なくない。20名を越えている校区は、20人分の報酬金額内で処理をせざるをえないのである。

平成2年度は、20名の委員によって、構成されているところは、18地区にすぎない。21名から25名以下が22地区、26名から30人以下が11地区、31人以上7地区となっている。それは、校区の地域

内の町内会などの団体役員の数の違いや構成によって、人数が異なってくるのである。

平成2年度の校区公民館の委員長は、町内会長がなっているところが、24地区で、全体の41.4%を占めている。また、学校長は、6地区で、全体の10.3%である。副委員長になると学校長の役割が大きく、24地区が学校長になっている。また、町内会長が副会長になっているところは、25地区である。

(表1) 委員長の役職

町内会長	24校区	41.6%	
学識経験者	16	27.6	
学校長	6	10.3	
社会教育関係団体	3	5.2	
その他	9	15.5	
(再掲)市議等	4		

(明 和 花 野 犬 迫 武 岡)

☆「その他」の内訳

交通安全協会会長 民生委員代表 社会福祉協議会長 幼稚園長 農協長 校区振興会長
育成クラブ運営委員長
平成2年度 鹿児島市教育委員会「校区公民館運営審議会に関するまとめ」

小学校の校長は、会長、副会長にならない場合も、委員としての役割をもっており、校区公民館の運営に、学校長は、大きな位置を占めている。校区公民館の運営委員は、校区によって、その選出団体が異なっているが、どこの校区も町内会の代表が大きな位置を占めている。

町内会以外では、地域婦人会、地域の消防防犯部長、地域の民生委員、地域の社会体育部長、地域の社会体育の指導員、地域あいご(子ども会育成会)の役員、校区成人学級運営委員長、校区婦人学級運営委員長、校区家庭教育学級運営委員長、校区交通安全協会会長、校長、教頭、PTA会長等によって選ばれている。

(表2) 小学校長の位置付け

委員長	6校区	10.3%
副委員長	24	41.4
委員	28	48.3

校区公民館の運営委員の選出は、運営審議会委員長が委員の推薦母体である町内会をはじめ関係機関・団体に委員の推薦を依頼して、運営審議会の総務委員を中心に専攻委員会を組織して決めている場合が多い。

副委員長 41.4(24)	委員 48.3(28)
---------------	-------------

運営審議委員は、5つの該当項目のなかから選んでいる。それは、1. 校区内の小学校・中学校長、幼稚園及び教職員、2. 校区内に事務所をもつ教育・スポーツ等に関する機関・団体・町内

委員長 10.3(6校区)
前掲 鹿児島市教育委員会資料より

会、老人クラブ、婦人会、PTA、あいご会、青年会などの代表、3. 校区内の民政委員・児童委員、体育指導委員、4. 校区内の学習グループなどの代表、5. 校区内に居住する学識経験者で社会教育に識見のある者となっている。この5つの該当項目から17名以上の運営審議委員を選び、委員長、副委員長、校区公民館主事の3名を加えて20名以上で校区公民館運営審議委員会が構成されている。

校区公民館の運営審議委員のメンバーは、最終的に教育委員会が委嘱するしくみになっている。平成2年度の校区運営審議委員の男女の比率は、8割が男性によって占められている。校区公民館活動の実際の担い手が女性になっているが、役員構成は男性になっているのである。

ところで、校区公民館運営審議委員に校長や教頭以外の一般教員が参加しているところは極めて少ない。平成2年度では、半数近い24校区(41.4%)が一般教員の参加者なしということである。また、一人14校区(24.1%)、2人11校区(19%)、3人6校区(10.3%)である。校区公民館の運営において、学校長や教頭は大きな役割を果たし、地域の校区公民館活動に深くかわりをもっているが、一般の教員にとっては、あまり校区公民館の運営に参加していないのが現状である。

校区公民館の運営審議委員会は、それぞれ専門部をもって活動をしている。総務部、成人教育部、青少年育成部、社会体育部、文化部、町づくり推進部、交通安全部、町内会連絡部、環境衛生部、消防防犯部、社会福祉部等それぞれの校区によって部の構成は多少異なるが、専門部を設けて活動をしているのである。

市としての専門部のモデルは、6つ置いている。それは、1. 総務部(運営審議委員会の企画・運営、環境点検活動の実施、各専門部の連絡調整) 2. 成人教育部(社会学級の企画・推進、自主学級グループの育成、講演事業等の企画・運営) 3. 青少年育成部(青少年団体の育成、青少年団体活動の支援・協力、青少年育成活動の推進) 4. 社会体育部(関係団体の活動支援・協力、校区体育大会の開催) 5. 文化部(郷土芸

能伝承活動の推進、校区文化祭の開催) 6. 町づくり推進部(あいさつ運動の推進、花いっぱい運動の推進、夏祭りの開催)となっている。

校区公民館の専門部において、学校教育との関係で、校区単位での青少年健全育成の推進活動が大きな位置を占めているのである。青少年育成推進活動は、愛護会・子ども会の育成事業とともに町づくりのあいさつ運動、環境点検、一斉清掃美化運動、補導・パトロール活動など青少年の「非行対策」問題と結びついて展開している。

鹿児島市での校区公民館制度は、地域網羅組織の町内会を基盤としてつくられていることも特徴であり、町内会の小学校校区の連合的性格をもっているのである。従って、校区公民館の運営審議会も町内会の代表者が大きな位置を占めている。

しかし、鹿児島市の教育委員会の校区公民館の説明では、校区公民館と町内会活動とは区別して考えている。「町内会が最も基礎的な住民自治組織だといっても、昔のような通り会の商工業者や集落の農家などの均質な会員から成る組織ではなくなりました。同一町内会員でも職業や考えはまちまちで、心は職場や他の団体に向いている住民を少なくありません。…そこには、特定の目的を以って結成され、課題の解決を図り、お互いの親睦を深めるPTAや婦人会、あいご会等の団体活動の余地があります。これらの団体は、いずれも町内会と密接な関係を保ちながら校区を単位に団体を構成し、それぞれの課題の解決にあたっているのです。町内会を横糸とすると、団体は縦糸でといえましょう。

地域づくりは、縦糸横糸かうまく絡み合っこそ効果的に進められるものといえましょう。校区公民館は、校区内の町内会や関係機関・団体等を構成員とし、校区単位の住民の学習や地域づくりを進める組織であり、施設です。かといって、校区を対称とした広域町内会となるのは得策ではありません」。(「校区公民館一門一答」鹿児島市教育委員会)以上のように、町内会の役割を重視しながら、PTA、あいご会、婦人会の地域組織に校区公民館活動が大きな期待をかけられているのである。目的による地域組織の重視といっても地域における機能的なグループ組織に期待して

いるのではなく、地域網羅的な年齢組織、婦人組織に期待をもっている。つまり、興味関心、価値観、生活形態別のレベルの組織編成の対処ではないことを見落してはならない。

(4) 校区公民館の活動内容

校区公民館の成人教育、婦人教育、家庭教育という社会学級は、どの校区においても実施している。市は、これらの講師料や運営費を助成している。講師の設定、企画運営、カリキュラムは校区の運営審議委員会に設けられたそれぞれの学級の委員会が責任をもつしくみである。

婦人・成人・家庭の社会学級は、年10回の分を市が助成しているが、社会教育学級の助成金は3つの講座とも各6万円である。その他の助成は、青少年健全育成2万5千円、公民館運営審議6万円、施設管理運営費20万円—30万円（水道・光熱費）、役員報酬費30万円（1校区）ということで、実際の活動費は、校区ごとに自分達でつくっているのが実状である。

社会学級・自主グループの学習活動を校区によって大きな開きがある。校区によっては、学校内の校区公民館以外にも校区公民館をもって社会学級・自主学習グループを活発に展開しているところもある。

市の助成措置によって、成人、婦人、家庭教育のいわゆる社会学級は、どの校区によっても実施されている。家庭教育教育学級は、59小学校のうち58校が実施し、31中学校のうち30校が行い、また、小学校校区を単位に、婦人学級57校区、成人教育38校区が実施している（平成2年度）。これらの社会学級は、校区公民館の運営審議会で決められようになっており、学習内容も多様性をもっている。

校区公民館の利用状況は、家庭教育学級や婦人学級PTAが大きな位置を占めている。平成2年度の利用件数の多くがこれらによって占められている。校区公民館の役員構成においては、町内会関係が大きな位置を占めていたが、実際の利用状況は、極めてわずかな状況である。

(表3) 内容別校区公民館利用状況

内 容	利用件数 (件)	利用者数 (人)
運営審議会関係	754(13.0)	14,363(247.6)
社会学級・学習グループ関係	4,569(78.8)	63,989(1,103.3)
P T A 関係	5,456(94.1)	79,428(1,369.4)
あいご会・少年団体関係	1,589(27.4)	33,260(573.4)
町内会関係	745(12.8)	17,551(302.6)
学校関係	1,495(25.8)	25,331(436.7)
合 計	14,605(251.8)	233,922(4,033.1)

* () 内は、1校区当たりの年間利用件・者数

前掲鹿児島市教育委員会資料より

校区公民館の実際の活動が学校との関係が強いPTA、あいご会（子ども育成会）、青少年健全育成会、家庭教育学級など母親の子育ての関心や教育問題の対応との関係で支えられているのもひとつの特徴である。

しかし、校区内の町内会を中心とした事業への動員数はきわめて大きな力をもっている。校区公民館の事業の参加数からみれば、健康・スポーツ

活動が社会学級などの文化・学習活動の参加者数よりも1.5倍ほど多い。これは、事業件数の数の多さではなく、ひとつの事業に対する動員数の大きさによるものである。

健康・スポーツ活動では、体育大会・運動会、歩こう会とこれらの活動の校区動員数は10万人を越え、鹿児島市民全体の2割近くが校区単位の健康・スポーツ活動に参加していることになる。

また、青少年育成活動の事業数は、多くはないが、しかし、ひとつの催しの動員数が極めて高いのも特徴的である。それは、あいご会による親子

球技大会のスポーツ活動と暴力団追放などの青少年健全育成大会が含まれているからである。

(表4) 校区公民館活動状況

(年間)

活 動 内 容		校区数 (校区)	事業数 (回数)	参加者数 (人)
学 習 ・ 文 化	社会学級・自主グループ活動	58	4,576	63,985
	文 化 祭	35	35	19,395
	史 跡 め ぐ り	16	18	3,431
	そ の 他	5	6	1,413
	小 計		4,635	88,224
青 少 年 育 成	あいご球技大会	36	56	21,363
	立 志 式 ・ つ ど い	27	27	4,398
	親 子 工 作 ・ ふ れ あ い	13	16	1,947
	キ ャ ン プ 活 動	4	4	208
	そ の 他	32	72	23,216
	小 計		175	51,132
健 康 ・ ス ポ ー ツ	歩 ご う 会	35	245	47,293
	体 育 大 会 ・ 運 動 会	43	45	54,794
	球 技 大 会	38	68	16,040
	綱 引 き 大 会	29	29	7,274
	ゲ ー ト ボ ー ル 大 会	19	20	1,581
	そ の 他	13	14	3,345
	小 計		421	130,270
地 域 づ ぐ り	清 掃 ・ 美 化 活 動	27	52	22,270
	環 境 点 検 ・ 補 導	25	35	2,966
	ま つ り	14	19	23,262
	敬 老 会 ・ 新 成 人 式	12	12	3,989
	そ の 他	7	9	1,710
	小 計		127	54,197
総 数	58	5,358	323,880	

前掲 鹿児島教育委員会資料より)

鹿児島市には、子ども会の育成団体としてあいご会の組織があるが、この活動は、校区公民館単位の活動ばかりでなく、それぞれの町内会単位によってきめ細かに活動しているのも特徴的であ

る。むしろ、町内会の活動において、あいご会活動の比重が大きい。

町内会のひとつの専門部としてあいご会を位置づけている単位あいご会の組織が、73%であり、

町内会から活動費を受けている組織が80%となる。(平成2年単位あいご会調査の結果、鹿児島市教育委員会より)

あいご会は子どものいる家庭もいな家庭をすべて含めて、地域の町内会を単位に、子どもあいごの市民運動として昭和35年に出発した歴史的経緯があり、町内会の果たす役割が大きくなっている。

あいご会は、おとなの会、親子会、子ども会と3つの活動形態をもってはじまり、おとな同士が教育、子育ての問題や地域の環境問題について学習したのであった。しかし、おとな同士の活動も弱まり、子どもの地域行事活動に集中してきたのが現在の状況である。

ところで、現在は、あいご会主事として、それぞれの小学校の校区単位に2名が配属されているが、1名は、校長の推薦による学校の教職員で、1名は、校区のあいご会長推薦によって選出されている。中学校の校区では、中学校の教職員のなかから学校長の推薦によってあいご主事1名が選ばれている。そして、あいご会の指導助言として学校の教職員が大きな役割を果たしているのである。鹿児島市教育委員会が主催するあいご主事研修会でのあいご会活動の内容は、子ども会の育成、環境浄化活動、地域の連帯意識の高揚と3点あげている。環境浄化活動は、環境点検活動、安全対策、愛のパトロール、あいさつ・声かけ運動の推進をのべている。また、地域連帯の高揚活動は、地域住民の親睦、融和のための諸行事の開催と講演会、研究会としている。(平成3年の第1回あいご主事研修会資料より)

あいご会においても地域連帯の高揚活動として、レクレーション・スポーツ大会、文化祭、町内清掃、野外活動、奉仕活動などを重視しているが、校区公民館の行う地域づくり事業の全体においても清掃・美化運動、まつり、スポーツ活動が大きなものになっている。

体育大会・運動会は、59地区のうち43校区が実施しており、まつりは、14にすぎない。清掃美化運動は、59校区のうち27校区が全体の行事になっている。(平成2年度)

校区によって、地域独自に学校敷地以外に校区

公民館を独自に建設して、学校での教頭による公民館主事とは別の論理で活動しているところもあり、また、校区内で文化祭を恒例行事として実施しているところや、校区公民館や地域の団体の連合町内会として、子どもにふるさとのこころの思い出として子どもを中心にして、それぞれの単位町内会で手づくりのみこしをつくり夏祭りを実施しているところもめずらしくない。(平成2年現在、14校区で実施)

また、鹿児島市教育委員会では、校区公民館単位で2年の継続事業として、地域の伝統工芸・職人などの名人の掘り起こしと、その学習の組織化を行う「生涯学習わがまち名人」事業を積極的に展開している。事業に対しては、広報活動や講師の3回分の謝礼が市からの補助金としてだされている。名人を講師としたグループの学習は、10回程度として市社会教育課は指導している。また、市社会教育課では、この事業を、現在の社会学級で進められている学習内容の対象としない方針をとっている。

この事業の対応も校区によって同じではない。校区では5人の名人を目標に選んでいるが、平成2年度では、8つの校区、名人37人、グループの学習生622人が「わがまち名人活用」事業に参加している。名人の内容は、南蛮まり、ちぎり絵、郷土史、郷土料理、健康体操、盆栽、民謡、薬草、竹細工、わら細工、囲碁、童謡、刃物研ぎ、つけもの、カラオケ、俳句、詩吟、郷土芸能、竹とんぼ、しめなわづくり、たこづくり、アメリカンフラワーなどとなっている。

以上のように、校区公民館活動の内容は、それぞれの地域的な多様性をもって展開しているのである。

それでは、小学校敷地内の校区公民館とは別に校区公民館を住民の寄付金によってつくった八幡校区公民館の活動の内容について、次にのべていくことにする。

2. 八幡小学校の校区公民館活動の状況

(1) 八幡校区公民館＝地域振興会の状況

八幡小学校校区は、地理的に、鹿児島市の中心に位置しており、多様な地帯をもっている。それ

かり、計画の大幅の変更になった。1つの公民館の建設を当面の目標として募金額の達成運動を展開することになり、昭和51年に80坪の広さをもつ第一公民館を完成させたのである。

第二公民館は、第一公民館の完成から三年以内に建設するという総会決議にもかかわらず現在においても建設されていないのである。ところで、学校の敷地内には昭和62年に校区公民館が建てられるが、振興会として自由に使える公民館として第二公民館の建設の要望は強くある。

校区振興会の役員会や様々な会合は、学校内の公民館ではなく、住民が寄付金で建てた公民館を利用している。学校内の公民館は、飲酒が禁じられており、懇談会に利用できないし、学校の教頭先生に申し込まなければならず、自由に利用できないという。

学校内の公民館は、施設的には、冷房もあり、条件もいいのであるが、住民にとっては、自分たちで建てた校区公民館の方が利用しやすいのである。校区振興会の公民館では、振興会の事務局長が公民館の管理と会場使用の事務をしている。事務局長は、専従の職員として校区振興会として賃金を支払っている。校区振興会の公民館は、地域の婦人グループ、高齢者グループ、子どもグループの溜り場になっており、そこでは、体操、書道、民謡、詩吟、英会話、健康教室、三味線など一ヶ月の行事が黒板にびっしり書かれている。校区振興会の公民館では、おけいこごとが気がるにできるということである。

校区振興会の年間の予算は、600万円を越え、その内訳は、会費から約400万円、助成金80万円、負担徴収金32万円、その他収入となっている。校区振興会独自の活動事業費は、社会福祉活動55万円、あいご会35万円、婦人部28万円、社会体育50万円、交通安全23万円、消防防犯31万円、環境衛生15万円などとなっている。事務費と会議費は別に計上している。社会福祉活動の大きな行事は、敬老会であり、9月15日の敬老会は、寄付金を募り、まちぐるみの祝いをしている。敬老会の寄付金18万円を含み経費約56万円。あいご会は、町内対抗のソフトボール大会、綱引き大会、たこあげ大会（秋と新春）、書道展などである。

あいご会の総経費50万円（寄付金を含む）。社会体育は、ソフトボール、歩こう会、綱引き大会があるが、最大の行事は、校区体育祭である。体育祭は賞品、懇親会も含めて約300万円程の経費でまちぐるみの体育祭である。体育祭の協賛金は、プログラムの広告料を中心として、約270万円ほど集まっている。

校区の住民の年間行事で住民が最も楽しみにしているのが、この体育祭である。この体育祭は、平成3年で18回を数えている。職場対抗、親子リレー、地区対抗リレー、おじいちゃん・おばあちゃんこにちは競技、住民の体力測定等、多彩なプログラムを組み、地域住民の多くの人が楽しむ場になっている。

それぞれの事業費は、校区振興会の予算以上に寄付金などにより大幅にうまわる活動をしているのである。これらの活動の拠点施設として校区振興会の公民館があるのである。

八幡小学校内においても学校の管理する校区公民館が設置されているが、この館では、市の助成の社会学級、PTA関係を中心として使用されている。公民館主事は八幡小学校の教頭先生で実際の公民館の事務の仕事をしている。

学校内の公民館はPTAを中心として社会学級がくまれているのが実態である。90年は、婦人学級87人、家庭学級53人、成人学級33人、それぞれの学級生を中心として10回のカリキュラムを自主的につくっているのが特徴である。これに対して振興会の校区公民館は、自由に気軽に利用できるということで、組織によって指定された講座はなく、様々な集会や学習が自主的に行われている。

校区公民館では、28名の運営委員が選ばれているが、役員構成は委員長か振興会会長のそれぞれの支部長と各専門部長が委員になっている。振興会の役員以外からは、小学校と中学校の学級教育関係者の校長、教頭、生徒指導主任、PTA会長が選ばれている。

(3) 暴力団追放運動と校区公民館

現在において、地域活動で特質すべきことは、暴力団追放の住民運動を振興会として積極的に展開していることである。89年に、6年間かけて暴

力団の事務所を住民運動の力で追放している。そして、八幡校区として引続き地域からの暴力追放の運動を行っている。校区振興会の主催で実施した暴力団追放総決起大会、91年11月17日の校区内住民のよびかけは次のようなものである。「…2年前は6年間かかって追放した下荒田3丁目の小桜組本部事務所跡に再度同組傘下の福島組が組合事務所として入居してきましたが、警察当局、校区住民一体となつての追放運動の結果わずか3週間で追い出しに成功致しました事は八幡校区住民の暴力追放に対する熱意の成果と存じます。しかしながら一昨年例のごとく油断は禁物です。又、最近の都市構造の変化や価値観の多様化は社会の連帯意識に大きな影響を及ぼし少年非行の増加、特に車の暴走族、覚せい剤、シンナー乱用など極めて憂慮すべき状況にあります。この様な犯罪を防止して「明るく住みよい町づくり」にいろいろ対策をすすめています、なかでも市民最大の宿題は悪の根源である暴力団を市内から排除することにあります。行政面においても今年4月国会で成立。来年3月1日から「暴力団対策新法」が施行される事になりました。誠に心強い限りです。今年も校区内住民はもとより、市内各関係機関団体の参加を求め暴力追放各種犯罪や少年非行の防止を強く全市民を訴える為、第14回八幡校区暴力追放総決起大会並びに防犯パレードを強力に実施致します」。

八幡校区振興会の暴力団追放運動は、校区ということばかりではなく、鹿児島市から暴力団を排除する運動になっている。校区に隣接する地域に暴力団事務所があり、他の校区にも暴力団追放の運動をよびかけて統一した運動をしているのである。去る11月17日には、八幡校区と隣接する城南校区、中州校区の他の校区の住民とともに、2,200人の市民が集まっての暴力追放の市民大会と市民パレードを行っている。

暴力団追放の総決起大会の宣言は次に示すとおりである。「我々鹿児島市民は豊で明るく平和な生活と住みよい環境を維持するために、市民総ぐるみで全力をあげ組織暴力を追放し、またすべての犯罪を未然に防止して、青少年を悪の根源から擁護するため市民が団結して次の活動を積極的に

推進する。

1. 暴力犯罪ならびにすべての迷惑行為を市民の生活環境から徹底的に追放する。
1. 多様化、低年齢化する青少年非行から青少年を守り健全育成を図るため有害環境浄活動を積極的に推進する。
1. 盗難防止をはじめすべての犯罪予防活動に関心をもち、自主防犯を強力に推進する。
1. 交通事故特に死亡事故が多発している現状に対処するため交通安全対策を積極的に推進し、併せて交通事故の絶滅を期する」。

以上の大会宣言の後、市民は、暴力団追放のたすきのぼり、プラカードをもってパレードにはいている。

そして、甲突町にある暴力団事務所前では、参加した市民が暴力反対、解散せよというシュプレヒコールをあげて市民としての抗議の意志をあげている。

このように、校区振興会は地域から暴力団追放の運動ばかりでなく、鹿児島市から暴力団追放の先頭になっていくのである。八幡校区内は、商業地区として飲食街や様々なサービス業の営業があり、風俗業も数多く存在する地域として急速に変貌を遂げている。このようななかで青少年の非行問題も地域で大きな問題になっている。

八幡校区も含め天保山中学校は、6年前に生徒の非行化で、学校が荒れていたところである。金銭強要による生徒間の暴力事件、教師への暴力、シンナーの乱用、教室放火事件など授業が正常にできる学校の状況ではなかった。このようななかで、暴力団と生徒のつながりも問題になり、地域として青少年を守る運動にたちあがったのである。（天保山中学校の学校再生のとりくみについては、岩元賢治「荒れた中学校を再生して思うこと」和田一雄「学校再生も支えたもの」鹿児島の子ども第9号、鹿児島子ども研究センター発行参照）。

ま と め

鹿児島市の校区公民館は館長を置かず、校区公民館運営審議会によって企画運営し、施設は学校長が管理していくという特色を持っている。校区

公民館運営審議会が住民参加として十分機能しているかどうかということは学校が地域に開かれた機能を発揮していくために重要な意味をもっているのである。鹿児島市の校区公民館の運営方式は、住民が地域生活のなかから自ら公民館を運営していくという趣旨から昭和48年に発足したものである。

しかし、現実の校区公民館の運営の実態は、住民参加的要素と学校の地域活動奨励、施設管理的要素と絡んで単純ではない。地域によっては、住民自治の発展、地域民主主義の発展の段階と絡み、その役割は、学校の地域統制的側面と開かれた学校の側面と2つの面をもっており、実態は多様である。

住民参加的要素をもつ校区公民館の事例として八幡校区の活動をとりあげた。この校区公民館は、空港拡張反対同盟の住民運動によって、校区の町内会連合としての校区振興会ができたという歴史的経緯をもっているところであり、校区公民館の施設が市内で一斉にできる以前から校区で独自に住民の寄付金によって公民館を建設して、活動を展開していたところである。この校区においても学校の敷地内の公民館が建設されるが、住民は自らが建てた公民館の方を自由に使い、地域活動の拠点にしているのであった。

現在においても暴力団追放運動、青少年の非行防止運動に住民自ら建てた校区公民館施設が拠点になって地域活動をしているのである。校区公民館が、住民の生活と文化や地域の子育て活動の拠点になるためには、住民自身による主体的な地域づくり運動が求められているのである。それらは、住民参加によるまちづくりが基本にあるのである。